

# 桐生市国民保護計画

(平成 19 年 3 月 29 日作成)

修正 平成 19 年 5 月 2 日 平成 21 年 1 月 14 日

平成 22 年 3 月 31 日 平成 26 年 2 月 24 日

平成 27 年 9 月 17 日

## 目 次

<b>第 1 編 総 論</b>	1
<b>第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の対象	1
3 市国民保護計画の構成	1
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
<b>第 2 章 国民保護措置に関する基本方針</b>	2
<b>第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	4
1 国民保護措置全体のしくみ	4
2 関係機関の事務又は業務の概要	4
3 関係機関の連絡先	7
<b>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</b>	8
<b>第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</b>	10
1 武力攻撃事態	10
2 緊急対処事態	12
<b>第 2 編 平素からの備えや予防</b>	13
<b>第 1 章 組織・体制の整備等</b>	13
<b>第 1 市における組織・体制の整備</b>	13
1 市の各部課室における平素の業務	13
2 市職員の参集基準等	15
3 消防機関の体制	17
4 住民等の権利利益の救済に係る手続等	18
<b>第 2 関係機関との連携体制の整備</b>	18
1 基本的考え方	18
2 県との連携	19
3 近隣市等との連携	19
4 指定公共機関等との連携	19
5 ボランティア団体等に対する支援	20
<b>第 3 通信の確保</b>	20

第4章	情報収集・提供等の体制整備	20
1	基本的考え方	20
2	警報等の伝達に必要な準備	21
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5章	研修及び訓練	23
1	研修	23
2	訓練	24
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への 対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のモデルの作成	25
3	救援に関する基本的事項	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	27
1	市における備蓄	27
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	27
第4章	国民保護に関する啓発	28
1	国民保護措置に関する啓発	28
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき 行動等に関する啓発	28
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>29</b>
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	29
1	緊急事態発生時の初動体制	29
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡が あった場合の対応	30
第2章	市対策本部の設置等	30
1	市対策本部の設置	30
2	通信の確保	37
第3章	関係機関相互の連携	38
1	国・県の対策本部との連携	38
2	知事、指定行政機関の長 又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	38
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	38
4	他の市町村長等に対する 応援の要求、事務の委託	39

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	39
6	市の行う応援等	39
7	ボランティア団体等に対する支援等	40
8	住民等への協力要請	40
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	<b>41</b>
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	<b>41</b>
1	警報の内容の伝達等	41
2	警報の内容の伝達方法	41
3	緊急通報の伝達及び通知	42
<b>第2</b>	<b>避難住民等の誘導等</b>	<b>42</b>
1	避難の指示の通知・伝達	42
2	避難実施要領の策定	43
3	避難住民等の誘導	45
4	避難住民等の受入れ	47
5	事態の種類ごとの住民等の避難に係る留意点	48
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>50</b>
1	救援の実施	50
2	関係機関との連携	50
3	救援の内容	51
4	救援物資等の確保	51
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>52</b>
1	安否情報の収集	52
2	県に対する報告	53
3	安否情報の照会に対する回答	53
4	日本赤十字社に対する協力	54
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>54</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>54</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	54
2	武力攻撃災害の兆候の通報	55
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>55</b>
1	退避の指示	55
2	警戒区域の設定	56
3	応急公用負担等	57
4	消防に関する措置等	57
<b>第3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>59</b>
1	生活関連等施設の安全確保	59
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	59
<b>第4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>60</b>
1	NBC攻撃による災害への対処	60
2	汚染原因に応じた対応	61

3	国の対策本部等との緊密な連携	6 2
第 8 章	被災情報の収集及び報告	6 3
1	被災情報の収集及び報告	6 3
第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	6 3
1	保健衛生の確保	6 3
2	廃棄物の処理	6 4
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	6 5
1	生活関連物資等の価格安定	6 5
2	避難住民等の生活安定等	6 5
3	生活基盤等の確保	6 5
4	支援措置の広報	6 5
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	6 6
1	特殊標章等の意義について	6 6
2	特殊標章等の種類及び識別対象	6 6
3	特殊標章等の交付及び管理	6 7

第 4 編	復旧等	6 8
第 1 章	応急の復旧	6 8
1	基本的考え方	6 8
2	公共的施設の応急の復旧	6 8
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	6 8
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	6 9
1	国民保護措置に要した費用の支弁、 国への負担金の請求	6 9
2	損失補償及び損害補償	6 9
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	6 9

第 5 編	緊急対応事態への対応	7 0
1	緊急対応事態	7 0
2	緊急対応事態における警報の通知及び伝達	7 0

第 6 編	首都圏等への支援	7 1
-------	----------	-----